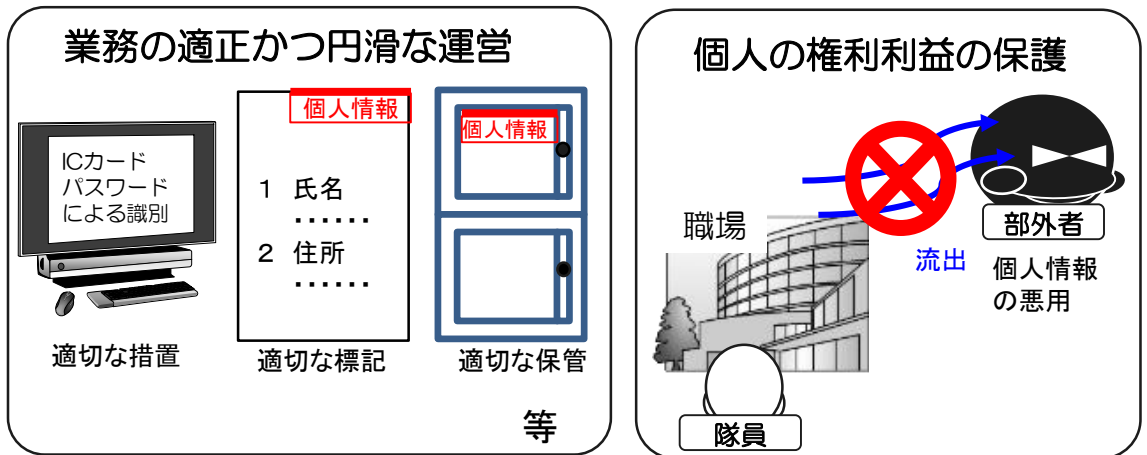


⑧ 個人情報保護は万全ですか

1 個人情報保護の目的及び個人情報の定義

(1) 個人情報保護の目的

行政機関においては、個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することが重要です。



(2) 個人情報の定義

【個人情報】

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報との照合により特定の個人を識別できるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。

【保有個人情報】

行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であり、職員が組織的に利用するものとして保有しているもの。
ただし、行政文書に記録されているものに限る。

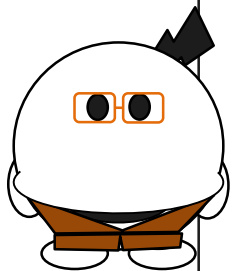
【個人情報ファイル】

保有個人情報を含む情報の集合物であり、次に掲げるもの。

- 一定の事務の目的達成のため、特定の保有個人情報を、電子計算機を用い検索できるよう体系的に構成したもの。
- 上記の他、一定の事務の目的達成のため、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成したもの。

⑧ 個人情報保護は万全ですか

2 心掛けるポイントは？



以下の事項が心掛けるポイントになるんだろうね。

- 上司等の保護管理者による日頃のデータ管理や点検の実施
- 必要な範囲を超えて個人情報を保有しない（業務に必要な個人情報を保有しない）。
- 個人情報を関係職員以外が閲覧できる状態に放置しない、不当な目的に利用しない。
- 過失（うっかり）による漏えいに注意
（個人情報のホームページへの掲載、印刷物への掲載・大量配布、移動時の置き忘れ・盗難、メールの誤送信 等）

3 違反事例

ジュンジュン



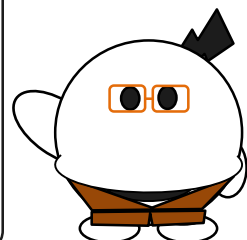
10224	防衛花子	090-****-****
10227	海尾 守	080-****-****
10230		

携帯電話番号等って
必要なの？

自衛官採用の1次試験合格者をホームページに公開したが、過失により本来公開すべきでない個人情報（携帯電話番号、親の氏名、出身校等）を、長期間、外部からホームページで閲覧できる状態にした。【戒告】

この事例においては、以下の事項が「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）で定められている「利用目的以外の利用及び提供の制限違反」に当たるおそれがあり、問題だよ！

- 不必要な個人情報の作成をすること
- 個人情報が外部から閲覧できる状態にすること



【その他の違反事例】

- 隊員の個人情報を、金銭を受け取る見返りに、正当な理由もないまま部外者に対して不正に提供した。【免職】
- 帰宅中、電車内で居眠りし、個人情報を記載した用紙が入ったカバンを紛失した。【訓戒】